

2013年JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ第3戦
いなべ福王ラリー2013（初中級者向）

特別規則書 2013.7.2 承認・公式通知 1.2 反映済み

公 示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAF国内競技規則とその付則、ラリー競技開催規定、JMRC中部ラリーシリーズ戦規定、JMRC中部ラリー共通規則および本競技会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

2013年JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ 第3戦 いなべ福王ラリー2013

第2条 競技種目

ラリー競技開催規定付則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第3条 競技格式

JAF公認準国内格式 公認番号：2013-2307

第4条 開催日程

2013年7月7日（日）

第5条 開催地および競技会本部（HQ）

1. 開催地：三重県三重郡菰野町地内

ラリースタート：三重郡菰野町大字田口 福王神社

ラリーフィニッシュ：いなべ市 阿下喜温泉

2. 競技会本部（HQ）

三重郡菰野町大字田口 福王神社

電話番号：090-4197-6639

開設日時：2013年7月7日（日） 4：00～19：00

第6条 競技内容

1. 競技方法 : スペシャルステージラリー

2. 指示速度走行区間の有無 : 無

3. 総走行距離 : 85.67km

4. スペシャルステージの有無 : 有

（1）スペシャルステージの路面の種別 : 舗装

（2）スペシャルステージの合計距離 : 22.21km

（3）スペシャルステージの数 : 5

5. サービスの有無 : 有

6. 競技中の指定給油所の有無 : 無

第7条 オーガナイザー名及び住所

1. 主催および連絡先

名称：トライアルスタッフオン！（略称：ON!）[JAF 加盟 No. 24024]
所在地：〒513-0041 三重県鈴鹿市長太新町 4-2-36 スタッフオン合資会社内
TEL：059-385-4019
FAX：059-385-4047
E-Mail：info@staff-on.com
URL：http://www.staff-on.com

第8条 組織

1. 大会役員

- ・大会名誉会長：日沖 靖（いなべ市 市長）
- ・大会名誉副会長：藤田 賢吾（菟野町 町議会議員）
- ・大会会長：竜田 健（ON!・代表）
- ・大会副会長：高橋 勇二（チーム福王・代表）

2. 組織委員会

- ・組織委員長：竜田 健（ON!・JMRC中部ラリー専門部会委員）
- ・組織委員：稲垣 穰（ON!）
- ・組織委員：古川 智崇（ON!）

3. 競技会審査委員会

- ・審査委員長：米谷 展生（MASC・JMRC中部ラリー専門部会長）
- ・審査委員：稲垣 直

4. 競技役員

- ・競技長：竜田 健（ON!）
- ・副競技長：稲垣 穰（ON!）
- ・コース委員長：古川 智崇（ON!）
- ・副コース委員長：中村 慶和（ON!）
- ・計時委員長：伊藤 亮（ON!）
- ・副計時委員長：石垣 久美子（ON!）
- ・技術委員長：中根 敏晴（ON!）
- ・副技術委員長：清水 孝夫（ON!）
- ・救急委員長：竜田 真由美（ON!）
- ・事務局長：竜田 健（ON!）
- ・医師団長：古橋 範雄（ON!）

5. JMRC中部救急認定委員：古橋 範雄（ON!）

6. 企画・運営 いなべ福王ラリー実行委員会

チーム福王（菟野町田口区・有志団体）
トライアルスタッフオン！（JAF加盟クラブ）

7. 後援

三重県

いなべ市

8. 協力（敬称略）

福王山観光協会

有限会社荒川工業

伊藤建築

オートフリータイム

協伸サービス

サンコーサービス

鈴木設備工業

高野酒店

高橋建設有限会社

館印刷

館樹工業有限会社

館鉄工所

二宮電機商会

プロショップ フクオー

有限会社福王建材

株式会社福王自動車

福王水産株式会社

山本板金塗装

株式会社藤工務店

樋口鍼灸院自動車部

スタッフオン合資会社

JMRC中部 各クラブ団体

第9条 参加車両

1. 全クラス共通

(1) 2013年JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN車両、RJ車両

RF車両、又は2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従って製作された車両（RB車両）で下記①②③のすべての条件を満たしたもの。

① 2002年12月31日以前に運輸支局等に初年度登録された車両であること。

② FIA公認車両またはJAF登録車両であること。FIA公認車両とJAF登録車両の両方の資格を有する場合は、JAF登録車両として取り扱う。

③ 6点式以上のロールケージを装着していること。

(2) リストリクターの装着は義務付けない。

2. チャレンジクラスのみ（オープンクラス適用除外）

(1) ランプポッドは装着禁止とする。但し、メーカーラインオフ時に走行用前照灯が2灯式である車両については、道路運送車両法を遵守することを条件に、走行用前照灯2灯の追加が認められる。なお、走行用前照灯を追加する際のボンネットの加工は一切認めない。

(2) リストリクターの装着時を除き、ECUの変更および改造は一切認めない。

(3) 下表のタイヤの使用は禁止する。

タイヤメーカー	ブランド名	使用不可タイヤ名称
ダンロップ	DIREZZA	93J/98J/01J/02G/03G
ブリヂストン	POTENZA	520S/540S/55S/11S
東洋ゴム	PROXES	FM9R/08R/881/888
横浜ゴム	ADVAN	021/032/038/039/048/050
メーカー問わず	海外メーカー製造含む	通称Sタイヤ等

不明な場合は、主催者に問い合わせして下さい。

第10条 クラス区分

1. 次のクラスを設定する。

(1) チャレンジクラス

(2) オープンクラス

2. 両クラス共気筒容積、駆動方式および異なる車両区分（RN、RJ、RB、RF）によるクラス区分は行なわない。

第11条 参加資格

1. チャレンジクラス（JMRC中部ラリーチャレンジシリーズ対象者）

(1) ドライバーは、ドライバーとして、過去5年以内のJMRC各地区のラリーシリーズまたは、JAF地方ラリー選手権においてシリーズ3位以内に入賞した経験がない者であること。

(2) JMRC中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。

(3) 参加資格について疑義がある場合は、その証明責任は参加者にあるものとする。

2. オープンクラス

(1) JMRC中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。

(2) 前項以外の者は、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に参加を認める。

3. 各クラス共通

(1) 1チーム2名限定とする。

(2) 20才未満の参加者は、親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。

第12条 参加台数

各クラス合計で30台に制限する。

第13条 参加料

<チャレンジクラス・オープンクラス共通>

・エントリー費

1台につき ￥25,000.

・エントリー費には、いなべ市健康増進施設 阿下喜温泉 あじさいの湯 入泉料を含みます。

ラリー終了後に是非お立ち寄り下さい。

第14条 保険の加入

参加者は、ラリー競技に有効な対人・対物賠償保険および搭乗者保険（または共済もしくはそれに準ずる制度）に加入すること。

ラリー競技に有効な任意保険への加入を義務付ける。又、JMRC中部ラリー互助会加入での参加を認めるが、加入者は、添付1 JMRC中部ラリー互助会規約を熟読し、あらかじめ給付条件等をしっかりと確認、承知しておく事。道路その他の器物損壊に対しては、厳格に対応するので、ラリー保険及びスポーツ安全保険への加入を強く推奨する。
オーガナイザーによるラリー保険斡旋：有（6月10日頃までに、個別に相談する事）

第15条 参加申込方法

1. 提出書類

- (1) 参加申込書（2013年JMRC中部共通申込書を使用すること）
- (2) 車両申告書（2013年JMRC中部共通車両申告書を使用すること）
- (3) レッキ参加申込書（2013年JMRC中部共通レッキ参加申込み書を使用すること）
- (4) ラリー競技に有効な自動車保険（任意保険）証券の写し（保険の加入条件がわかるもの）、又はJMRC中部ラリー互助会加入料振込用紙の写し
- (5) 参加車両の自動車検査証の写し
- (6) 振込明細書または振込領収書の写し
- (7) 費用計算書

2. 参加料金の支払方法

参加料は参加申込書とともに現金書留で郵送するか、もしくは下記の預金口座へ振込によって支払うこと。

なお、振込によって支払う場合は、振込明細票または振込領収書の写しを参加申込書に同封すること。

銀行名：三菱東京UFJ

支店名：四日市中央支店

口座番号：普通預金0541222

口座名義：スタッフオン合資会社

参加申込にかかるすべての郵送料および振込手数料は参加者負担とする。郵送料および振込手数料を参加料金から差し引かないこと。

振込によって支払いの場合、提出書類（第15条1.）の(1)～(7)までの書類の原本は郵送にてエントリー締切日までに大会事務局に到着しなければならない。

第16条 受付期間

2013年6月1日（土）～6月28日（金）

第17条 参加申込先及び問い合わせ先

名称：トライアルスタッフオン！（略称：ON！）[JAF加盟 No.24024]

所在地：〒513-0041 三重県鈴鹿市長太新町4-2-36 スタッフオン合資会社内

TEL：059-385-4019

FAX：059-385-4047

E-Mail：info@staff-on.com（問い合わせは、原則メールでお願いします）

URL：http://www.staff-on.com

代表 竜田 健 携帯 090-4197-6639

第18条 タイムスケジュール

1. レッキ受付

日時：2013年7月7日（日） 6：00～6：15

場所：菰野町 福王神社 駐車場

2. レッキ

日時：2013年7月7日（日） 6：15～9：00

レッキタイムスケジュールおよび実施の詳細はコミュニケーションにて示す。

3. 参加確認

日時：2013年7月7日（日） 9：00～9：45

場所：福王神社 駐車場 受付

4. 公式車検（車検終了後、ラリーHQまで車両+徒歩で15分程度必要に付き注意）

日時：2013年7月7日（日） 9：00～10：00

場所：福王神社 駐車場

5. 第1回審査委員会

日時：2013年7月7日（日） 10：15～10：30

場所：福王神社 ラリーHQ

6. スターティングリストの公示

日時：2013年7月7日（日） 10：30

場所：福王神社 ラリーHQ

7. ドライバーズブリーフィング

日時：2013年7月7日（日） 10：30～11：15

場所：福王神社 ラリーHQ

8. ラリースタート（1号車スタート予定時刻）

日時：2013年7月7日（日） 12：01

場所：福王神社 駐車場

9. ラリーフィニッシュ（最終号車フィニッシュ予定時刻）

日時：2013年7月7日（日） 16：31（予定）

場所：阿下喜温泉

10. 暫定結果発表

日時：2013年7月7日（日） 16：40（予定）

場所：阿下喜温泉

11. 表彰式

日時：2013年7月7日（日） 17：40～（予定）

場所：阿下喜温泉

第19条 サービス

福王神社にて1回設ける。実施作業内容については、点検、タイヤ交換程度に留める事。
それ以外は技術委員長に届け出、了解を得て行う事。

第20条 ペナルティ

ラリー競技開催規定 付則：スペシャルステージラリー開催規定 別添5：スペシャルステージ
ラリーに適用される罰則を適用する。

第21条 タイムコントロール

T C 5 Aについては、早着によるタイムペナルティを与えない。

第22条 賞典

<チャレンジクラス> 1～3位：J A Fメダル、主催者賞 4～6位：主催者賞
<オープンクラス> 1～2位：J A Fメダル、主催者賞 4～6位：主催者賞

第23条 付則

1. 本共通規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
2. 本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその付則
国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその付則
J M R C中部ラリー共通規則ならびにJ M R C中部ラリーシリーズ戦規定に従って
開催される。
3. 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を
最終とする。

2013年7月2日

いなべ福王ラリー2013 大会組織委員会

JMRC中部ラリー互助会 《規約》

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会（以下JMRC中部という）はラリー競技会の振興を図るため、相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部ラリー互助会（以下互助会という）とする。

第3条 対象者

ラリー競技会に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員であること。必ず、JMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されていること。

第4条 互助会への加入

競技会参加申し込み時に所定の申し込み用紙にて5,000円の会費（1大会毎の掛け捨て）を添えて主催者に申し込むこと。競技会参加受付期間内に確実に申し込むこと。

第5条 適用イベント

JAF中部近畿ラリー選手権およびJMRC中部が認めた競技会に適用する。

第6条 補償内容（対人）

当該ラリー競技中（レッキを含む）に発生した、ドライバー本人が加害者となる対人身事故（死亡・重度障害）に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、保険および共済会との重複給付は行わない。

第7条 補償内容（対物）

当該ラリー競技のSS中に発生した、ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円（免責10万円）を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。

第8条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後30日以内に行うこと。事故報告書（発生時の現場詳細図および発生状況説明書）をJMRC中部に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、所属クラブ員が行うこと。

第9条 給付

事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の承認を得て給付されるものとする。

第10条 施行

2012年3月6日より施行する。

2012年1月7日 制定